

沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個体等の取扱いに関する規制（第7条—第13条）
- 第3章 生息地等の保護に関する規制（第14条—第24条）
- 第4章 保護増殖事業（第25条—第27条）
- 第5章 指定外来種の取扱いに関する規制（第28条—第37条）
- 第6章 雑則（第38条—第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定希少野生動植物種の器官及び加工品）

第2条 条例第7条第2項第4号の規則で定める器官は、知事が別に指定する。

2 条例第7条第2項第4号の規則で定める加工品は、指定希少野生動植物種の個体及び器官を主たる原材料とする剥製その他の標本（剥製その他の標本として製作する過程のものを含む。）とする。

（指定外来種の個体に含まれるもの及び器官）

第3条 条例第7条第2項第8号の規則で定める指定外来種の個体に含まれるものは、孢子とする。

2 条例第7条第2項第8号の規則で定める器官は、知事が別に指定する。

（提案の募集）

第4条 条例第7条第6項の規定による提案の募集は、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

2 知事は、前項の期間をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（指定希少野生動植物種の指定の案の公告）

第5条 条例第8条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定をしようとする希少野生動植物の種の種名
- (2) 指定希少野生動植物種として指定をしようとする理由
- (3) 指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧場所

（公聴会）

第6条 知事は、条例第8条第5項又は第17条第7項（条例第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告し、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会の日の3週間前までに県公報に登載して行うものとする。

3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をした者を退去させることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第2章 個体等の取扱いに関する規制

（条例第11条第1項第2号の規則で定めるやむを得ない事由）

第7条 条例第11条第1項第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）にあっては、知事に通知したもの）に限る。）。
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするのであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
 - イ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
 - ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。）又は同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
 - エ 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
 - オ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
 - カ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条第1項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
 - キ 道路を設置し、又は管理すること。
 - ク 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
 - ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
 - コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上屋を含む。）を設置し、又は管理すること。
 - サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
 - シ 航路標識法（昭和24年法律第99号）第1条第2項に規定する航路標識（以下単に「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
 - ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）を新築すること。
 - セ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
 - ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
 - タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。
 - チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。

ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。

テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。

ト 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。

ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ニ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

ヌ 水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良、送電変電施設の整備又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為

ノ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する鉱業、採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業を行うこと。

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

ヒ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第34条第2項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第44条において準用する場合を含む。）

（捕獲等の目的）

第8条 条例第12条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

第9条 条例第12条第2項の規定による申請をしようとする者は、指定希少野生動植物種捕獲等許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

(2) 捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

(3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

2 条例第12条第5項の許可証（第11条及び第12条において単に「許可証」という。）は、第2号様式によるものとする。

（従事者証の交付の申請等）

第10条 条例第12条第6項の規定による申請をしようとする者は、指定希少野生動植物種捕獲等従事者証交付申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第12条第6項の従事者証（次条及び第12条において単に「従事者証」という。）は、第4号様式によるものとする。

（許可証又は従事者証の再交付の申請等）

第11条 条例第12条第7項の規定による申請をしようとする者は、指定希少野生動植物種捕獲等許可証等再交付申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第12条第7項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その後において亡失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

（許可証又は従事者証の返納）

第12条 許可証又は従事者証の交付を受けた者は、許可証又は従事者証がその効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納するときは、捕獲等をした場所ごとの捕獲等をした個体の数量及び当該捕獲等をした個体に関する処置の概要を知事に報告しなければならない。

(個体の取扱方法)

第13条 条例第12条第9項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 個体の飼養又は栽培をする場合にあっては、適当な飼養栽培施設に收容すること。

(2) 個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を殺傷若しくは損傷しないよう適切に管理すること。

第3章 生息地等の保護に関する規制

(生息地等保護区の指定又はその変更の案の公告)

第14条 条例第17条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定又はその変更に係る生息地等保護区の名称

(2) 生息地等保護区の指定又はその変更の区域

(3) 生息地等保護区の指定又はその変更に係る指定希少野生動植物種

(4) 生息地等保護区の指定又はその変更の区域の保護に関する指針の案

(5) 生息地等保護区の指定又はその変更の案の縦覧場所

(管理地区の指定又はその変更の案の公告)

第15条 前条の規定は、条例第18条第3項において準用する条例第17条第5項の規定による公告について準用する。この場合において、前条中「生息地等保護区」とあるのは、「管理地区」と読み替えるものとする。

(管理地区内における行為の許可の申請)

第16条 条例第18条第5項の規定による申請をしようとする者は、管理地区内行為許可申請書(第6号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法(管理地区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(管理地区内における既着手行為の届出)

第17条 条例第18条第8項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 行為の種類

(3) 行為の目的

(4) 行為の場所

(5) 行為地及びその付近の状況

(6) 行為の施行方法

(7) 行為の着手の年月日及び完了の年月日又は完了の予定年月日

2 条例第18条第8項の規定による届出をしようとする者は、管理地区内既着手行為届(第7号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(管理地区内における許可を要しない行為)

第18条 条例第18条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- ウ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- カ 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあつては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあつては公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第18条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第43条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。
- ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- コ 海洋水産資源開発促進法第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ス 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上屋を含む。）を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項の港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ネ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）

- ノ 電柱を設置すること。
- ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ホ 送水管を農地に埋設すること。
- マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
- ム 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
- メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(イ)又は(キ)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(イ)又は(キ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
 - (ア) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの
 - (イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 - (ロ) 旗ざおその他これに類するもの
 - (ハ) 門、塀、給水設備又は消火設備
 - (ニ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備
 - (ホ) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
 - (ヘ) 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
- ヤ 条例第18条第4項の規定による許可を受けた行為（条例第43条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
 - (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
 - ウ 露天掘でない方法により鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
 - オ 環境の調査のために岩石の一部又は泥の採取を行うこと。
 - カ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘を行う坑の底の直径が30センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。
 - キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学にあつては、知事に通知したもの）に限る。）。
 - (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - ウ 管理地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地内において、高さが10メートル以下の木竹を伐採すること。
 - イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
 - ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - カ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
 - キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - イ 漁港漁場整備法第25条の規定により決定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - ウ 船舶から冷却水を排出すること。
 - エ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
 - オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。
 - カ 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
 - キ 水道法第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
 - ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1号に規定する船舶又は同条第10号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させること。
 - イ 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させること。
 - ウ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又はその指定のための調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させること。
 - エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定のための調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させること。
 - オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又はその指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させること。
 - カ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第1項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
 - キ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させること。
 - ク 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
 - ケ 港湾法第4条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊している油の回収のために動力船を使用すること。
- (9) 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの

- ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。
- イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。
- ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。
- エ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第18条第4項第6号、第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）
- イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第18条第4項第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第18条第4項第13号及び第14号に掲げるものを除く。）
- ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第18条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）
- エ 次に掲げる行為を除き、農業、林業又は漁業を営むために行う行為
 - (7) 条例第18条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるもの
 - (イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - (ウ) 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - (エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - (オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
 - (カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (キ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。
- オ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為（条例第18条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）
- カ 大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為（条例第18条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）
- キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第18条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）
- ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第18条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）
- ケ 条例第36条の規定による防除に係る指定外来種の捕獲、採取若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた指定外来種の放出等を行うこと。
- コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
- サ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
- シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ス 工作物の修繕のための行為

- (11) 条例第18条第4項第6号に掲げる行為であって同条第9項第3号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

第19条 条例第18条第10項の規定による届出をしようとする者は、非常災害応急措置届（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の非常災害応急措置届には、行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添えなければならない。

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第20条 条例第19条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 第7条第4号ニ、第18条第1号エ、カ若しくはハ又は同条第10号コからスまでに掲げる行為
- (2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。
- (3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 測量法第3条の規定による測量又は水路業務法第2条第1項の規定による水路測量を行うこと。
- (5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
- (6) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
- (7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)
- (8) 条例第36条の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると知事が認める場合における当該防除に係る指定外来種の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

(9) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

第21条 条例第19条第5項において準用する条例第18条第5項の規定による申請をしようとする者は、立入制限地区内立入許可申請書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の立入制限地区内立入許可申請書には、位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添えなければならない。

(監視地区内における行為の届出)

第22条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法(生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項において同じ。)
- (7) 行為の着手及び完了の予定年月日

2 条例第20条第1項の規定による届出をしようとする者は、監視地区内行為届(第10号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(監視地区内における届出を要しない行為)

第23条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの
ア 第18条第1号アからメまで(キ、ヘ及びホを除く。)に掲げる行為
イ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあっては、改築後又は増築後において(ア)から(イ)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
ア 床面積の合計が200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積が200平方メートル(海域にあっては、100平方メートル)以下の工作物(建築物を除く。)
イ 鉄塔、煙突その他これらに類するものであって、高さが30メートル以下のもの
イ 高さが20メートル以下のダム
- ウ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハマまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共

施設用地に限る。) 、生息地等保護区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第20条第1項の規定による届出をして設置されたもの(条例第43条第3項の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

エ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。

オ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

カ 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)

キ 日本郵便株式会社の営業所(簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第7条第1項に規定する委託業務を行う施設を含む。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

ク 工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。

ケ 条例第20条第1項の規定による届出(条例第43条第3項の規定による通知を含む。)をした行為(条例第20条第2項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第5項の期間を経過したものに限る。)又は各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。以下この号において同じ。)の形質を変更することであつて次に掲げるもの

ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

ウ 養浜のために土地の形質を変更すること。

エ 前号イに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

オ 面積が200平方メートル(海底^のにあつては、100平方メートル)を超えない土地の形質の変更であつて、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

ア 第18条第3号イからオまでに掲げる行為

イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ウ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

オ 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートル(海底^のにあつては、100平方メートル)を超えず、かつ、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が200平方メートル(海面^のにあつては、100平方メートル)を超えないもの

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ア 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 第7条第4号ネ又は第18条第10号コからスまでに掲げる行為

イ 測量法第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うこと。

ウ 条例第18条第4項第1号から第3号までに掲げる行為であつて森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。

エ 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

オ 次に掲げる行為を除き、農業、林業又は漁業を営むために行う行為

(7) 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物

(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(イ) 用排水施設(幅員4メートル以下の水路を除く。)又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(ロ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(ハ) 宅地を造成すること。

(ニ) 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)

(ホ) 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)

カ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

キ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

ク 大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

コ 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を設置することを除く。)

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(補償請求書)

第24条 条例第24条第2項又は第38条第2項の規定により補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

(1) 請求者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 補償請求の理由

(3) 補償請求額の総額及びその内訳

第4章 保護増殖事業

(保護増殖事業の確認の手続)

第25条 国及び市町村は、条例第26条第2項の規定により確認を受けようとするときは、保護増殖事業の事業計画書を知事に提出しなければならない。

(保護増殖事業の認定の申請)

第26条 国、県及び市町村以外の者は、条例第26条第3項の規定により認定を受けようとするときは、保護増殖事業認定申請書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 保護増殖事業の事業計画書

(2) 申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類)

(3) 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

(4) 野生動植物の種の保護に関する活動の実績及び保護増殖事業に係る人員、施設等について記載した書類

(保護増殖事業の認定等の公告)

第27条 条例第26条第4項前段の規定による公告は、保護増殖事業を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに保護増殖事業の事業計画の概要を登載して行うものとする。

2 条例第26条第4項後段の規定による公告は、同条第3項の認定を取り消された保護増殖事業を行っていた者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を登載して行うものとする。

第5章 指定外来種の取扱いに関する規制

(飼養、栽培又は保管の届出)

第28条 条例第30条第1項の届出は、指定外来種飼養(栽培、保管)届出書(第12号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 飼養、栽培又は保管のための施設の位置を明らかにした縮尺5,000分の1以上の位置図

(2) 飼養、栽培又は保管のための施設の構造及び規模を明らかにした図面及び写真

(飼養、栽培又は保管の届出を要しない事由)

第29条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 飼養、栽培又は保管を開始した日から起算して30日を経過する日までの間、飼養、栽培又は保管をする場合
- (2) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養、栽培又は保管をする場合
- (3) 指定外来種の指定の際現に行っている県による当該指定外来種の防除と同一の内容の防除であって、当該指定外来種について当該指定の日から1年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養、栽培又は保管をする場合
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴って保管をする場合
- (5) 県又は県以外の者が行う指定外来種の防除を補助する業務に伴って飼養、栽培又は保管をする場合
- (6) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第4章の規定による業務に伴って飼養、栽培又は保管をする場合
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管をする場合
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて捕獲等をした指定外来種の個体を処分するために一時的に保管をする場合
- (9) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業について食品衛生法第52条第1項の許可を受けた者が、食用に供するために、適合飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をする場合
- (10) 指定外来種の指定の際現に当該指定外来種の個体の飼養等をしている者であって、当該飼養等について当該指定の日から6月を超えない範囲で当該指定外来種の個体の飼養、栽培又は保管をする場合
- (11) 指定外来種の指定の際現に行っている県以外の者による当該指定外来種の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該指定外来種について当該指定の日から1年を超えない範囲で鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養、栽培又は保管をする場合

（届出事項）

第30条 条例第30条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 飼養、栽培又は保管の目的
- (2) 飼養、栽培又は保管の管理体制に係る次に掲げる事項
 - ア 飼養、栽培又は保管のための施設の点検方法
 - イ 届出後に指定外来種の個体の飼養、栽培又は保管が困難となった場合の措置
 - ウ 指定外来種の個体を運搬する場合にあつては、その運搬の際の当該指定外来種の個体の逸出防止措置

（指定外来種に指定された際の届出の期限）

第31条 条例第30条第2項の規則で定める日は、6月を経過する日とする。

（軽微な変更）

第32条 条例第30条第3項の規則で定める軽微な変更は、指定外来種の個体等の数量の変更（飼養、栽培又は保管のための施設の構造又は規模の変更を伴うものを除く。）とする。

（廃止の届出等）

第33条 条例第30条第3項の規定による届出は、飼養、栽培又は保管をやめたときにあつては指定外来種飼養（栽培、保管）廃止届出書（第13号様式）を、届出に係る事項に変更があつたときにあつては指定外来種飼養（栽培、保管）届出事項変更届出書（第14号様式）を提出して行うものとする。

（適合飼養等施設の基準）

第34条 条例第31条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定外来種の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- (2) 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある指定外来種については、当該指定外来種の個体に係る取扱者以外の者が容易に当該指定外来種の個体に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

（飼養等の方法）

第35条 条例第31条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 指定外来種の個体の飼養等の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (2) 第30条第2号に規定する管理体制に係る事項を遵守すること。
- (3) 適合飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に適合飼養等施設の外で飼養等をする場合には、指定外来種の個体の逸出防止措置を講ずること。
- (4) 水中で飼養等をする指定外来種については、適合飼養等施設の水の交換に当たっては、指定外来種の個体が逸出することのないよう、ろ過した上で排水すること。
- (5) 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある指定外来種については、第三者の接触等を禁止する旨の標識を掲出すること。
(適合飼養等施設の設置義務等の適用除外者)

第36条 条例第31条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 飼養等を開始した日から起算して30日を経過する日までの間、飼養等をする者
- (2) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をする者
- (3) 指定外来種の指定の際現に行っている県による当該指定外来種の防除と同一の内容の防除であって、当該指定外来種について当該指定の日から1年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をする者
- (4) 食品衛生法第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員であって、同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴って保管又は運搬をする者
- (5) 県又は県以外の者が行う指定外来種の防除を補助する業務に伴って飼養等をする者
- (6) 獣医師法第4章の規定による業務に伴って飼養等をする者
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をする者
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて捕獲等をした指定外来種の個体を処分するために一時的に保管又は運搬をする者
- (9) 食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業について食品衛生法第52条第1項の許可を受けた者であって、食用に供するために、適合飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をする者
- (10) 指定外来種の指定の際現に当該指定外来種の個体の飼養等をしている者であって、当該飼養等について当該指定の日から6月を超えない範囲で当該指定外来種の個体の飼養等をする者
- (11) 指定外来種の指定の際現に行っている県以外の者による当該指定外来種の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該指定外来種について当該指定の日から1年を超えない範囲で鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をする者
(放つこと等の禁止の適用除外)

第37条 条例第33条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本来の生息地又は生育地外で捕獲又は採取された指定外来種を、本来の生息地又は生育地に戻す必要が生じた場合
- (2) 外来種の生息状況又は生育状況の調査など学術研究の目的（あらかじめ知事に通知したものに限り。）で一時的に捕獲した指定外来種を、放つ必要が生じた場合

第6章 雑則

(知事への協議等を要しない場合)

第38条 条例第43条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる場合
 - ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）
 - イ 傷病その他の理由により緊急に保護することが必要な個体の捕獲等をする場合（捕獲等をした後30日以内に、知事に通知したものに限り。）
 - ウ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合
 - (7) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。
 - (4) 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第2条第1項に規定する海

岸保全施設に関する工事を行うこと。

- (ウ) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
- (エ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。
- (オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- (カ) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくばた山崩壊防止工事を行うこと。
- (キ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
- (ク) 第7条第4号ネに掲げる行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- (ケ) 国又は地方公共団体が法令に基づき行うこととされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させること。

エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴う場合

- (ア) 第7条第4号アからヒまで（ネを除く。）に掲げる行為
- (イ) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
- (ウ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
- (エ) 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
- (オ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。
- (カ) 下水道を設置し、又は管理すること。

オ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為をする場合

(2) 条例第18条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる場合

ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げる場合

- (ア) 下水道を改築し、又は増築する場合
 - (イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
 - (ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合
- イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させる場合であって次に掲げる場合

- (ア) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させる場合
- (イ) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させる場合
- (ウ) 海面の清掃又は浮遊している油の回収のために動力船を使用する場合
- (エ) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

- (ハ) 国又は地方公共団体が法令に基づき行うこととされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させる場合
 - (ニ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させる場合
 - エ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする場合
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げる場合
 - (7) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第18条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合を除く。）
 - (イ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第18条第4項第7及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合（改築後又は増築後において、水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築の場合を含む。）を除く。）
 - (ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第134条第1項の規定による重要な文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合
 - (エ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行う行為をする場合
 - カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合
- (3) 次に掲げる行為をするために、条例第19条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合
- ア 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
 - イ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第6条第1項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。
 - ウ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等（それらの卵を含む。）の捕獲等をする（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）
 - エ 第1号ウ(イ)に掲げる行為
 - オ 第7条第4号ネに掲げる行為
 - カ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。
 - キ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。
 - ク 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条第1項に規定する自衛隊の任務として行う行為
 - ケ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為
 - コ アからケまでに掲げる行為に附帯する行為
- 2 条例第43条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって前項第2号ア(7)から(ウ)までに掲げる場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合
 - ア 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合
 - イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合
 - ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超える

ものとなる場合における改築又は増築の場合を含む。)を除く。)

エ 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

オ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ 前項第2号ウ(ハ)を除く。)に掲げる場合

(3) 前2号に掲げるものに附帯する行為をする場合

(添付図面等の省略等)

第39条 条例第12条第1項、条例第18条第4項若しくは条例第19条第4項第3号の許可を受けた行為又は条例第18条第8項若しくは第10項、条例第20条第1項、第7条第2号若しくは第4号若しくは第18条第3号キの規定による届出をした行為の変更に係る許可の申請又は届出をする場合において、第9条第1項(次条において準用する場合を含む。)、第16条(第41条において準用する場合を含む。)、第17条第2項、第19条第2項、第21条第2項若しくは第22条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面は、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出をする場合においては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

(教育又は学術研究等のための捕獲等の届出)

第40条 第9条第1項の規定は、第7条第2号及び第4号の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「指定希少野生動植物種捕獲等許可申請書(第1号様式)」とあるのは「指定希少野生動植物種捕獲等届(第15号様式)」と、同項第1号中「捕獲等をする区域」とあるのは第7条第4号の規定による届出については「捕獲等をする区域(移動又は移植をする区域を含む。)」と読み替えるものとする。

(教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出)

第41条 第16条の規定は、第18条第3号キの規定による届出について準用する。この場合において、第16条中「管理地区内行為許可申請書(第6号様式)」とあるのは、「管理地区内鉱物採掘等届(第16号様式)」と読み替えるものとする。

(証明書の様式)

第42条 次の各号に掲げる証明書は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第14条第3項の身分を示す証明書 第17号様式
- (2) 条例第22条第3項の身分を示す証明書 第18号様式
- (3) 条例第23条第3項の身分を示す証明書 第19号様式
- (4) 条例第35条第3項の身分を示す証明書 第20号様式
- (5) 条例第37条第3項の身分を示す証明書 第21号様式

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。

第1号様式(第9条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

下記のとおり指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可を受けたいので、沖縄県希少野生動植物保護条例第12条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

捕獲等をし ようと する個体	種名（卵を採取しようとする 場合にあつてはその旨）	
	数量	
捕獲等をする目的		
捕獲等をする区域及び当該区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲等をした個体の輸送方法（生きてい る個体の場合に限る。）		
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしよ うとする場所の所在地		
飼養栽培施設の規模及び構造		
飼養又は 栽培をす る者	住所	
	氏名	
	職業及び飼養又は栽培に関す る経歴	

添付書類

- 1 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- 2 捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 3 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 3 「捕獲等をする目的」欄には、捕獲等をする目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
- 4 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等をしようとする区域の所在地、捕獲等をしようとする種の個体の生息状況又は生育状況並びに当該個体の生息地又は生育地及びその周辺の環境等について具体的かつ詳細に記入すること。
- 5 「捕獲等の方法」欄には、使用する器具又は材料の名称等を記入すること。
- 6 「捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地」欄、「飼養栽培施設の規模及び構造」欄及び「飼養又は栽培をする者」欄は、捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式（第9条関係）

（表）

<p>沖縄県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">指定希少野生動植物種捕獲等許可証</p> <p style="text-align: center;">住所（主たる事務所の所在地） 氏名（名称及び代表者の氏名）</p> <p>沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第12条第1項の規定により、指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を許可したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県知事 印</p>
--

(裏)

捕獲等をしようとする個体の種名及び数量

捕獲等の目的

捕獲等の区域

捕獲等の方法

その他の条件

許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

注1 捕獲等許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。

2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

第3号様式 (第10条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
申請者 代表者の氏名 印
電話番号

下記のとおり指定希少野生動植物種捕獲等従事者証の交付を受けたいので、沖縄県希少野生動植物保護条例第12条第6項の規定により申請します。

記

指定希少野生動植物種捕獲等許可証の番号		
捕獲等に従事する者	住所	氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式 (第10条関係)

(表)

指定希少野生動植物種捕獲等従事者証 住所 氏名 上記の者は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第12条第6項の規定により、指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に従事する者であることを証します。 年 月 日 沖縄県知事 印	第 号
--	-----

（裏）

指定希少野生動植物種捕獲等許可証の番号 法人の名称 捕獲等をしようとする個体の種名及び数量 捕獲等の目的 捕獲等の区域 捕獲等の方法 その他の条件 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 注1 従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。 注2 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

第5号様式（第11条関係）

指定希少野生動植物種捕獲等許可証等再交付申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

下記のとおり 指定希少野生動植物種捕獲等許可証 の再交付を受けたいので、沖縄県希少野生動植物保護条例第12条第7項の規定により申請します。

記

許可証又は従事者証の番号及び交付年月日	番号	
	交付年月日	年 月 日
許可証又は従事者証を亡失し、又は滅失した事情		

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入

すること。

2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式（第16条関係）

管理地区内行為許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

下記のとおり管理地区の区域内における行為の許可を受けたいので、沖縄県希少野生動植物保護条例第18条第5項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

管理地区の名称		
行為の種類	1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 6 木竹の伐採 7 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等 8 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出 9 指定区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機若しくは無人航空機の着陸 10 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等 11 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為 12 知事が指定する物質の散布 13 火入れ又はたき火 14 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察	
行為の目的		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法（管理地区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）		
行為の着手及び完了の予定年月日	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
備考		

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 3 行為の施行方法（管理地区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立

面図、断面図及び構造図

- 注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 3 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 4 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
- 5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- 6 「行為の施行方法」欄には、次の行為の種類区分に従い必要な事項を記入すること。
- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料及び関連行為の概要
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更にあっては、施行面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (3) 鉱物の採掘又は土石の採取にあっては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積及び関連行為の概要
 - (4) 水面の埋立て又は干拓にあっては、埋立て又は干拓の面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせる行為にあっては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量、使用する設備並びに関連行為の概要
 - (6) 木竹の伐採にあっては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、伐採材積、伐採設備及び関連行為の概要
 - (7) 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあっては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
 - (8) 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出にあっては、汚水又は廃水の種類及び量、排水設備並びに関連行為の概要
 - (9) 指定区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機若しくは無人航空機の着陸にあっては、車馬、動力船、航空機若しくは無人航空機の種類及び数、使用し、又は着陸させる土地の範囲及び面積、使用又は着陸の方法並びに関連行為の概要
 - (10) 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあっては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
 - (11) 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為にあっては、当該行為に係る個体の種類及び数量、当該行為の方法並びに関連行為の概要
 - (12) 知事が指定する物質の散布にあっては、散布をする物質の種類及び数量、散布の方法並びに関連行為の概要
 - (13) 火入れ又はたき火にあっては、その面積、使用する設備及び関連行為の概要
 - (14) 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察にあっては、使用する器具、観察の頻度その他の観察の方法
- 7 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第7号様式（第17条関係）

管理地区内既着手行為届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
届出者 氏名 印
電話番号

下記のとおり管理地区の区域内において、当該管理地区が指定された際行為に着手していたので、沖縄

県希少野生動植物保護条例第18条第8項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

管理地区の名称	
行為の種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 6 木竹の伐採 7 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等 8 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出 9 指定区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機若しくは無人航空機の着陸 10 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等 11 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為 12 知事が指定する物質の散布 13 火入れ又はたき火 14 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了（予定）年月日	年 月 日

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

注1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 3 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 4 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
- 5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- 6 「行為の施行方法」欄には、次の行為の種類の違いに従い必要な事項を記入すること。
 - (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料及び関連行為の概要
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更にあっては、施行面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (3) 鉱物の採掘又は土石の採取にあっては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積及び関連行為の概要
 - (4) 水面の埋立て又は干拓にあっては、埋立て又は干拓の面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為にあっては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量、使用する設備並びに関連行為の概要
 - (6) 木竹の伐採にあっては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、伐採材積、伐採設備及び関

連行為の概要

- (7) 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
- (8) 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出にあつては、汚水又は廃水の種類及び量、排水設備並びに関連行為の概要
- (9) 指定区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機若しくは無人航空機の着陸にあつては、車馬、動力船、航空機若しくは無人航空機の種類及び数、使用し、又は着陸させる上地の範囲及び面積、使用又は着陸の方法並びに関連行為の概要
- (10) 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
- (11) 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為にあつては、当該行為に係る個体の種類及び数量、当該行為の方法並びに関連行為の概要
- (12) 知事が指定する物質の散布にあつては、散布をする物質の種類及び数量、散布の方法並びに関連行為の概要
- (13) 火入れ又はたき火にあつては、その面積、使用する設備及び関連行為の概要
- (14) 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察にあつては、使用する器具、観察の頻度その他の観察の方法

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第8号様式（第19条関係）

非常災害応急措置届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
届出者 氏名 印
電話番号

下記のとおり管理地区内において非常災害に対する必要な応急措置としての行為をしたので、沖縄県希少野生動植物保護条例第18条第10項の規定により、関係図面を添えて届け出ます。

記

管理地区の名称	
行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 6 木竹の伐採 7 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等 8 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出 9 指定区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機若しくは無人航空機の着陸 10 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等 11 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為 12 知事が指定する物質の散布 13 火入れ又はたき火 14 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	

行為の施行方法	
行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了（予定）年月日	年 月 日

添付図面

行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図

注1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

4 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。

5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。

6 「行為の施行方法」欄には、次の行為の種類の違いに従い必要な事項を記入すること。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料及び関連行為の概要
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更にあつては、施行面積、工事の方法及び関連行為の概要
- (3) 鉱物の採掘又は土石の採取にあつては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積及び関連行為の概要
- (4) 水面の埋立て又は干拓にあつては、埋立て又は干拓の面積、工事の方法及び関連行為の概要
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせる行為にあつては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量、使用する設備並びに関連行為の概要
- (6) 木竹の伐採にあつては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、伐採材積、伐採設備及び関連行為の概要
- (7) 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
- (8) 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出にあつては、汚水又は廃水の種類及び量、排水設備並びに関連行為の概要
- (9) 指定区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機若しくは無人航空機の着陸にあつては、車馬、動力船、航空機若しくは無人航空機の種類及び数、使用し、又は着陸させる上地の範囲及び面積、使用又は着陸の方法並びに関連行為の概要
- (10) 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
- (11) 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為にあつては、当該行為に係る個体の種類及び数量、当該行為の方法並びに関連行為の概要
- (12) 知事が指定する物質の散布にあつては、散布をする物質の種類及び数量、散布の方法並びに関連行為の概要
- (13) 火入れ又はたき火にあつては、その面積、使用する設備及び関連行為の概要
- (14) 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察にあつては、使用する器具、観察の頻度その他の観察の方法

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第9号様式（第21条関係）

立入制限地区内立入許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

申請者 氏名
電話番号

印

下記のとおり立入制限地区の区域内への立入りの許可を受けたいので、沖縄県希少野生動植物保護条例第19条第5項において準用する同条例第18条第5項の規定により、関係図面を添えて申請します。

記

立入制限地区	名称	
	位置	
立入りの目的となる行為		
立入りの場所及びその付近の状況		
立入者の数	人	
立入りの方法（立入制限地区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該立入りによる影響を軽減するための方法を含む。）		
立入りの予定期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
備考		

添付図面

1 位置図

2 立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「立入りの場所及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。

4 「立入りの方法」欄には、行為の内容、立入りの頻度等を記入すること。

5 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第10号様式（第22条関係）

監視地区内行為届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

電話番号

下記のとおり監視地区の区域内において行為をしたいので、沖縄県希少野生動植物保護条例第20条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

生息地等保護区の名称	
------------	--

行為の種類	1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為		
行為の目的			
行為の場所			
行為地及びその付近の状況			
行為の施行方法（生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）			
行為の着手及び完了の予定年月日	着手年月日	年	月 日
	完了年月日	年	月 日
備考			

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 3 行為の施行方法（生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

注1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 3 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 4 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
- 5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- 6 「行為の施行方法」欄には、次の行為の種類に従い必要な事項を記入すること。
 - (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料及び関連行為の概要
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更にあっては、施行面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (3) 鉱物の採掘又は土石の採取にあっては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積及び関連行為の概要
 - (4) 水面の埋立て又は干拓にあっては、埋立て又は干拓の面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為にあっては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量、使用する設備並びに関連行為の概要
- 7 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第11号様式（第26条関係）

保護増殖事業認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
職業
申請者 氏名 印
電話番号

下記のとおり保護増殖事業について沖縄県希少野生動植物保護条例第26条第3項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

対象とする指定希少野生動植物種の種名	
事業の目的	
事業の区域	
事業の概要	
事業開始予定年月日	年 月 日
備考	

添付書類

- 1 保護増殖事業の事業計画書
- 2 申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類）
- 3 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 4 野生動植物の種の保護に関する活動の実績及び保護増殖事業に係る人員、施設等について記載した書類

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「事業の区域」欄には、事業を行う区域の所在地を記入し、かつ、当該区域が生息地等保護区、文化財等に指定されている場合にあっては、その旨を記入すること。

4 「備考」欄には、事業の実施に関係がある他の法令等の定めその他参考となる事項を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第12号様式（第28条関係）

指定外来種飼養（栽培、保管）届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

下記のとおり指定外来種の生きている個体の飼養、栽培又は保管をしたので、沖縄県希少野生動植物保護条例第30条〔第1項・第2項〕の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

飼養、栽培 又は保管に 係る指定外	名称	
	数量	

来種	開始日	年 月 日
飼養、栽培又は保管の目的	学術研究・展示・教育・生業の維持・愛玩・鑑賞・その他 ()	
飼養、栽培 又は保管の ための施設	所在地	
	構造	
	規模	
飼養、栽培 又は保管の 管理体制	施設の点検方法	
	飼養、栽培又は保管が困難 になった場合の措置	
	運搬時逸出防止措置	
備考		

添付書類

- 1 飼養、栽培又は保管のための施設の位置を明らかにした縮尺5,000分の1以上の位置図
 - 2 飼養、栽培又は保管のための施設の構造及び規模を明らかにした図面及び写真
- 注1 届出文中の「[第1項・第2項]」については、指定外来種が指定された後に飼養、栽培又は保管を開始した者は「第1項」を、指定外来種を指定した際に既に飼養、栽培又は保管をしている者は「第2項」を○で囲むこと。
- 2 「飼養、栽培又は保管に係る指定外来種」
 - (1) 「名称」欄には、飼養、栽培又は保管をする指定外来種の名称を記入すること。複数の指定外来種の飼養、栽培又は保管をする場合は、個々の種類ごとに届出書を提出すること。
 - (2) 「数量」欄には、現在飼養、栽培又は保管をしている指定外来種の数量を記入すること。数量は、指定外来種の個体数を記入すること。
 - (3) 「開始日」欄には、指定外来種の飼養、栽培又は保管を開始した日を記入すること。
 - 3 「飼養、栽培又は保管の目的」欄は、該当する文字を○で囲み、目的を具体的に記入すること。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記入すること。
 - 4 「飼養、栽培又は保管のための施設」
 - (1) 「飼養、栽培又は保管のための施設」とは、飼養、栽培又は保管のためのおり、水槽、柵、人工池沼、温室等の施設をいう。
 - (2) 「所在地」欄には、施設を設置する場所の住所を記入すること。
 - (3) 「構造」欄には、施設の構造、材質等を記入すること。
 - (4) 「規模」欄には、施設の規模（長さ、幅及び高さ、水平投影面積、個数等）記入すること。
 - 5 「飼養、栽培又は保管の管理体制」
 - (1) 「施設の点検方法」欄には、施設の点検方法、点検頻度等について記入すること。
 - (2) 「飼養、栽培又は保管が困難になった場合の措置」欄には、法人の解散等のやむを得ない事情により飼養、栽培又は保管をすることが困難になった場合の措置を記入すること。
 - (3) 「運搬時逸出防止措置」欄には、指定外来種を運搬する場合について、その運搬の際の逸出防止措置を記載すること。なお、運搬することが想定されない場合は、その旨を記入すること。
 - 6 「備考」欄には、既に他の指定外来種で届出をしている場合は、その種類及び届出年月日を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第13号様式（第33条関係）

指定外来種飼養（栽培、保管）廃止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
届出者 氏名 印
電話番号

下記のとおり指定外来種の飼養、栽培又は保管をやめたので、沖縄県希少野生動植物保護条例第30条第3項の規定により、届け出ます。

記

飼養、栽培又は保管に係る指定外来種の名称	
飼養、栽培又は保管の開始日	年 月 日
飼養、栽培又は保管の廃止日	年 月 日
廃止の理由	
指定外来種の個体の処分状況	

注1 「廃止の理由」欄には、飼養、栽培又は保管をやめた理由を記入すること。

2 「指定外来種の個体の処分状況」欄には、飼養、栽培又は保管をしていた個体の処分方法又は譲渡先を具体的に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第14号様式（第33条関係）

指定外来種飼養（栽培、保管）届出事項変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
届出者 氏名 印
電話番号

下記のとおり指定外来種飼養（栽培、保管）届出事項に変更が生じたので、沖縄県希少野生動植物保護条例第30条第3項の規定により、届け出ます。

記

飼養、栽培又は保管に係る指定外来種の名称	
飼養、栽培又は保管の開始日	年 月 日
変更が生じた事項	
変更が生じた日	年 月 日
変更の内容	

注1 「変更が生じた事項」欄には、指定外来種飼養（栽培、保管）届出書（第12号様式）で届け出た事項のうち届出者の「住所・氏名・電話番号」、「飼養、栽培又は保管の目的」、「飼養、栽培又は保管のための施設」又は「飼養、栽培又は保管の管理体制」に変更があった場合について、その事項を記入すること。

2 「変更の内容」欄には、変更が生じた事項について、変更点を具体的に記入すること。また、飼養、栽培又は保管のための施設の所在地、構造又は規模に変更がある場合は、その内容を明らかにした変更図面及び写真を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第15号様式（その1）（第40条関係）

（教育又は学術研究の場合）

指定希少野生動植物種捕獲等届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の氏名
 電話番号
 印

下記のとおり指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしたので、沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則第40条において準用する同規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて届けます。

記

捕獲等をしようとする個体	種名（卵を採取しようとする場合にあっては、その旨）	
	数量	
捕獲等をする目的		
捕獲等をする区域及び当該区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）		
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地		
飼養栽培施設の規模及び構造		
飼養又は栽培をする者	住所	
	氏名	
	職業及び飼養又は栽培に関する経歴	

添付書類

- 1 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 - 2 捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 - 3 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 注1 代表者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 2 「捕獲等をする目的」欄には、捕獲等をする目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
 - 3 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等をしようとする区域の所在地、捕獲等をしようとする種の個体の生息状況又は生育状況並びに当該個体の生息地又は生育地及びその周辺の環境等について具体的かつ詳細に記入すること。
 - 4 「捕獲等の方法」欄には、使用する器具又は材料の名称等を記入すること。
 - 5 「捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地」欄、「飼養栽培施設の規模及び構造」欄及び「飼養又は栽培をする者」欄は、捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第15号様式（その2）（第40条関係）
（個体の保護のための移動又は移植の場合）

指定希少野生動植物種捕獲等届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
届出者 氏名 印
電話番号

下記のとおり沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則第7条第4号に掲げる行為に伴って指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしたので同規則第40条において準用する同規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

捕獲等を行う個体	種名（卵を採取しようとする場合にあっては、その旨）	
	数量	
捕獲等をする目的		
捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）及び当該区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限り。）		
捕獲等を行う期間		年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地		
飼養栽培施設の規模及び構造		
飼養又は栽培をする者	住所	
	氏名	
	職業及び飼養又は栽培に関する経歴	

添付書類

- 1 捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）の状況を明らかにした図面
 - 2 捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 - 3 捕獲等を行う個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 注1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 - 3 「捕獲等をする目的」欄には、捕獲等をする目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
 - 4 「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）及び当該区域の状況」欄には、捕獲等を行う区域の所在地、捕獲等を行う種の個体の生息状況又は生育状況並びに当該個体の生息地又は生育地及びその周辺の環境等について具体的かつ詳細に記入すること。
 - 5 「捕獲等の方法」欄には、使用する器具又は材料の名称等を記入すること。

6 「捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地」欄、「飼養栽培施設の規模及び構造」欄及び「飼養又は栽培をする者」欄は、捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第16号様式（第41条関係）

管理地区内鉱物採掘等届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名 印
電話番号

下記のとおり 鉱物の採掘 をしたいので、沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則第41条において準用する同規則第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

管理地区の名称		
行為の目的		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法（管理地区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）		
行為の着手及び完了の予定年月日	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
備考		

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 3 行為の施行方法（管理地区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

注1 代表者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

- 2 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- 4 「行為の施行方法」欄には、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積及び関連行為の概要を記入すること。
- 5 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第17号様式（第42条関係）

（表）

身分証明書	第 号
所 属 職氏名	
上記の者は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第14条第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
年 月 日発行	沖縄県知事 印

（裏）

沖縄県希少野生動植物保護条例（抜粋） （報告徴収及び立入検査）
第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等又は個体等の譲渡し等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

第18号様式（第42条関係）

（表）

身分証明書	第 号
所 属 職氏名	
上記の者は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第22条第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
年 月 日発行	沖縄県知事 印

（裏）

沖縄県希少野生動植物保護条例（抜粋） （報告徴収及び立入検査等）
第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第18条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

第19号様式（第42条関係）

（表）

身分証明書	第 号
所 属 職氏名	
上記の者は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第23条第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
年 月 日発行	沖縄県知事 印

（裏）

沖縄県希少野生動植物保護条例（抜粋）
（実地調査）
第23条 知事は、第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。
2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地所有者等はその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 土地所有者等は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

第20号様式（第42条関係）

（表）

身分証明書	第 号
所 属 職氏名	
上記の者は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第35条第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
年 月 日発行	沖縄県知事 印

（裏）

沖縄県希少野生動植物保護条例（抜粋）
（報告徴収及び立入検査）
第35条 知事は、第30条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定外来種の個体等の飼養等をする者又は販売を業とする者に対し、指定外来種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 知事は、第30条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定外来種の個体等の飼養等又は販売に係る施設に立ち入り、指定外来種の個体等、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

い。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。
第21号様式（第42条関係）

（表）

身分証明書		第 号
		所 属 職氏名
上記の者は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第37条第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。		
年 月 日発行	沖縄県知事	印

（裏）

沖縄県希少野生動植物保護条例（抜粋）
（土地への立入り等）
第37条 知事は、前条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来種の個体等の捕獲、採取若しくは殺処分をさせ、又は当該指定外来種の個体等の捕獲、採取若しくは殺処分の支障となる立木竹を伐採させることができる。
2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 知事は、第2項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場における通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を県公報で告示しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は県公報で告示した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。